

立ち止まり対話するための助成金「AKBN ファンド」

審査委員会要項

認定 NPO 法人アカツキ

第1 役割

審査委員会は、「立ち止まり対話するための助成金」応募を受け、インターネット等で事前に当該団体の情報収集を行った上で、応募書閲覧と団体ヒアリングを通じて審査し、助成先団体を選定する。また、助成採択・不採択を問わず、団体への評価点と改善点のフィードバックを行う。

第2 構成

審査委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 認定 NPO 法人アカツキ（以下、アカツキ）のコンサルティングを受けたことのある NPO 職員、一般企業で働く会社員、LGBT・ひとり親・発達障害等マイノリティ属性の視点を持つ者、アカツキ職員から構成する。※

(2) 審査委員は、上記属性からなる4名とする。

(3) 審査委員の任期は、委員就任を承諾した日から翌年度の3月31日までとする。

(4) 審査委員長は、アカツキのコンサルティングを受けたことのある NPO 職員属性の者とする。

※ 助成財源にアカツキの会費収入を使用するため、構成員は可能な範囲でアカツキ会員から選任されることが望ましい。

第3 選任

審査委員は、アカツキ事務局が候補者を選定し、同理事会にて承認の後、当人に打診する。

第4 運営

審査委員会の運営は、次のとおりとする。

(1) 審査委員長は、審査委員会の議長となり、議事を進行する。

(2) 審査委員会は、アカツキ代表理事が招集し、会議の日時・場所等については、あらかじめ審査委員へ通知する。

第5 審査方法

(1) 審査委員が付与した点数の合計結果を参考とし、議論を経た合意形成により採択団体を決定する。

(2) 審査委員の付与した点数が複数団体において等しく、また審査委員会所定の時間における議論を経ても合意ができない場合は、審査委員長の判断を優先することとする。

第6 庶務

審査委員会の庶務は、アカツキ事務局において行う。

附 則 本要項は、2018年3月より施行する。

附 則 本要項は、2019年3月より施行する。

附 則 本要項は、2021年4月より施行する。